

## (仮称) 東京都北区公契約条例骨子(案)の概要

### 1 公契約条例とは

公契約条例は、地方自治体が締結する契約等に関し、基本方針を定め、適正な履行及び品質の確保を図ることで、地域経済の維持・発展、住民福祉の増進を図ることを目的としています。

### 2 制定に至る背景及び経緯

区はこれまで公契約条例の制定について、労働条件の整備による公契約の質の確保などの条例の意義を踏まえ、施行後の確認体制や事務手続き等の課題に関し、先行自治体の情報収集に努め、庁内検討を進めてきました。一定の調査検討の成果が得られたことや、令和2年第4回定例会において「北区における(仮称)公契約条例の制定に関する陳情」(趣旨：調査検討を進める)が全会一致で採択されたこと等を踏まえ、令和3年7月に庁内に北区公契約条例検討会を設置し、条例制定に向けた具体的検討を開始しました。

また、条例案の検討にあたっては、検討会等における成果に加え、関係する団体等のヒアリング、意見交換会等を行い、意見聴取に努めました。この度、条例骨子案を取りまとめましたので、パブリックコメントを実施します。

年 月	検討経過
令和2年12月	「北区における(仮称)公契約条例の制定に関する陳情」 区議会第4回定例会にて採択
令和3年7月	・業界団体ヒアリング ・第1回北区公契約条例検討会
令和3年8月	・業界団体懇談会(意見交換会) ・第2回北区公契約条例検討会
令和3年10月	・第3回北区公契約条例検討会 ・労働者団体ヒアリング
令和3年11月	・第4回北区公契約条例検討会
令和3年12月	・パブリックコメントの実施 (意見募集：R3.12.20～R4.1.28)

### 3 (仮称) 東京都北区公契約条例骨子(案)

#### (1) 条例の目的、基本方針、責務について

- 公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とします。
- 良質な区民サービスの確保、労働者等の適正な労働条件の確保、安全な労働環境の整備、区内事業者の受注機会確保及び区内業者の育成、公契約に係る手続きの透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除について、基本方針として定めます。
- 区と受注者が果たすべき責務を定めます。

#### (2) 用語の定義

- 公 契 約 区が事業者と締結する請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び指定管理協定
- 受 注 者 区と公契約を締結する者
- 特定公契約 公契約のうち、予定価格 9,000 万円以上の工事、2,000 万円以上の委託、年間の支出計画金額 2,000 万円以上の指定管理協定
- 特定受注者 区と特定公契約を締結する者
- 特定受注関係者 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を受注する者。労働者派遣事業として特定受注者又は前記の者に労働者を派遣する者
- 特定労働者等 特定受注者又は特定受注関係者に雇用される労働者。労働者派遣法に基づき、特定受注者又は特定受注関係者に派遣される労働者。自らの労務の対価を得るため、特定受注者又は特定受注関係者から業務の一部を請け負う者(いわゆる一人親方)
- 労働報酬下限額 最低賃金や公共工事設計労務単価、区職員の給料表などを勘案して定める、労働者へ支払う賃金の下限額(1 時間あたり)

#### (3) 対象となる範囲、労働報酬下限額について

- 目的や基本方針等の基本的な事項については、全ての公契約を対象とします。
- 予定価格 9,000 万円以上の工事、2,000 万円以上の委託、年間の支出

計画金額 2,000 万円以上の指定管理協定は、特定公契約と称し、条例中の特定の規定の対象となります。(規則で定めるものを除く)

- 労働者の適正な労働環境を確保するために必要な賃金等(受注者が支払う報酬)の下限額である、労働報酬下限額を定めることについて規定します。
- 特定公契約については、労働報酬下限額以上の支払い義務や、区への確認書(チェックシート)の提出、受注者及び受注関係者の責務について規定します。

#### (4) 区の権限について

- 条例に定める事項の遵守の状況を確認するため、立ち入り調査や報告の要求、質問ができることについて規定します。
- 違反があった場合、措置命令や契約の解除、公表等ができることについて規定します。

#### (5) (仮称)北区公契約審議会の設置について

労働報酬下限額の設定、その他公契約に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、(仮称)北区公契約審議会を設置します。